

滋賀県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

令和7年度において、他の都道府県から滋賀県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりとします。

1 受付期間

申請書の受付は、令和7年9月16日（火）から令和8年3月13日（金）とします（土日祝日、年末年始（12月29日～1月4日）は除く）。（猟期は令和7年11月15日から令和8年2月15日まで。ただし、ニホンジカ・イノシシは、令和7年11月1日から令和8年3月15日まで。）

9月30日（火）までに申請書が到着しない場合は、初猟日（令和7年11月1日）までに狩猟者登録証の交付ができない場合があります。

2 狩猟者登録申請書等の送付先

一般社団法人 滋賀県猟友会
〔住所〕 〒520-2144
滋賀県大津市大萱四丁目17番30号 滋賀県林業会館内
〔電話〕 077-572-6825

3 提出書類等

- (1) 狩猟者登録申請書 ----- 1部
- (2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状または社団法人である各都道府県猟友会会長が原本と相違ない旨を証明した狩猟免状の写し（当該登録年度発行のものに限る。） ----- 1部
- (3) 当該年度の（一社）大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書または損害保険会社の損害保険契約（※1,2）の被保険者であることの証明書（補償額が3千万円以上）または資産に関する証明書 ----- 1部
（原本1通しかない場合は原本と写しを添付し、原本確認を受けること。確認後、原本は返却します。）
- (4) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身（胸から上）、無背景、縦3.0cm×2.4cmのもの。裏面に氏名および撮影年月日を記入してください。） ----- 2枚（※3）

※1,2 損害保険の適用範囲について

- ※1 保険の適用期間は、可能な限り、狩猟期間末日としてください。狩猟期間の途中までの保険である場合は保険適用期間の末日までに保険期間の延長をするか、または狩猟者登録証を返納する必要があります。これらの措置がなされない場合、狩猟者登録の取消し等の対象となります。
- ※2 保険が適用されるわなの設置数は基本的に30個としてください。保険が適用されるわなの設置数以上の数のわなを設置することは出来ません。保険が適用されるわなの設置数以上にわなを設置した場合、狩猟者登録の取消し等の対象となります。

※3 写真の枚数について

- ※3 複数種別を同時に申込む場合は「（種別数）×1（申請書貼付用）+1（登録証貼付用）枚」
（例）網猟とわな猟を同時に申込む場合 3枚
（網猟申請書貼付用1枚、わな猟申請書貼付用1枚、登録証貼付用1枚の計3枚）

4 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等

(1) **対象鳥獣捕獲員**である場合

- i 滋賀県内市町長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類----- 1 部

※ 鳥獣被害防止特別措置法第9条第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊員のうち主として対象鳥獣（法第4条に規定する被害防止計画の対象とする鳥獣をいう。）の捕獲等に従事することが見込まれる者として滋賀県内の市町長に指名され、または任命された者です。

(2) **認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者**である場合

- i 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し----- 1 部

捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し。

- ii 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書----- 1 部

鳥獣保護管理法施行規則第65条第2項第5号に規定する証明書。同規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が作成してください。

- iii 申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象鳥獣等による鳥獣捕獲等事業に限る。）を受託実施したことを証する書類----- 1 部

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前1年以内に、滋賀県の区域内において実施されたもので、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者または当該許可を受けたとみなされた者に限ります。

- iv 上記iiiの事業に従事した際の従事者証の写し----- 1 部

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が上記iiiの事業に対応したものに限ります。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限ります。

※ 「認定鳥獣捕獲等事業者」とは、鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定される者であり、また「捕獲従事者」とは、鳥獣保護管理法施行規則第19条の2第2項第6号に規定される者です。

(3) **許可捕獲者**（許可の区域に**滋賀県内**が含まれる場合に限る。）

○**鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けてその捕獲等を行った場合**

i 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可証の写し----- 1部

減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録を申請する日の前1年以内の期間に、滋賀県内において鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者です。なお、許可の目的が、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止等の目的であるものに限ります。

また、原則として許可証の写しで対応することとしますが、この場合、許可捕獲実績が申請前1年以内のものであることを明示するため、**報告欄の「備考」等に実際に許可に係る捕獲等に従事した日を記載**しなければなりません。

なお、やむを得ない理由により許可証の写しを添付できない場合は、許可権者（市町長等）が証明することも可とします。（様式：鳥獣捕獲許可に係る従事証明書（許可証の交付を受けた者））

○**鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者としてその捕獲等を行った場合**

i 鳥獣保護管理法第9条第1項の従事者証の写し----- 1部

ii 捕獲等従事結果報告書（従事実績日が申請前1年以内であるものに限る。）-----
1部

減税の対象となる許可捕獲従事者は、狩猟者登録の申請する日の前1年以内に、滋賀県内において鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者です。なお、許可の目的が鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止等の目的であるものに限ります。

原則として、従事者証の写しおよび捕獲等従事結果報告書（従事実績日が申請前1年以内であるものに限る）を提出していただきますが、やむを得ない理由によりこれらの書類を提出できない場合は、許可権者（市町長等）の証明によることも可とします。

（様式：鳥獣捕獲許可に係る従事証明書（従事者証の交付を受けた者））

(4) **以下のいずれかに該当する者**

- a. 道府県民税の所得割額の納付を要しない者で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない者
- b. 道府県民税の所得割の納付を要しない者の同一生計配偶者・扶養親族
- c. 同一生計配偶者・扶養親族に該当する者で、農林水産業に従事している者

i 住所地の市区町村長の発行した証明書----- 1部

5 狩猟税、狩猟者登録手数料および郵送料

※狩猟税は狩猟者の登録に対して課税されるものであり、狩猟者登録手数料は狩猟者の登録事務に係る手数料です。なお、県内の一部または全部の区域が指定猟法禁止区域に指定され、狩猟を行うことができなくなった場合でも、**既に納付された狩猟税および狩猟者登録手数料はお返しできません。**

(1) 狩猟税

区 分	税 額
ア 網猟 または わな猟 の狩猟者登録を申請する者のうち、下記イ以外の者	8,200 円
イ 網猟 または わな猟 の狩猟者登録を申請する者のうち、下記のいずれかに該当する者で、 住所地の市区町村長の発行した証明書を添付した者 (1)道府県民税の所得割額の納付を要しない者で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない者 (2)道府県民税の所得割の納付を要しない者の同一生計配偶者・扶養親族 (3)同一生計配偶者・扶養親族に該当する者で、農林水産業に従事している者	5,500 円
ウ 第一種銃猟 の狩猟者登録を申請する者のうち、下記エ以外の者	16,500 円
エ 第一種銃猟 の狩猟者登録を申請する者のうち、下記のいずれかに該当する者で、 住所地の市区町村長の発行した証明書を添付した者 (1)道府県民税の所得割額の納付を要しない者で、同一生計配偶者・扶養親族に該当しない者 (2)道府県民税の所得割の納付を要しない者の同一生計配偶者・扶養親族 (3)同一生計配偶者・扶養親族に該当する者で、農林水産業に従事している者	11,000 円
オ 第二種銃猟 の狩猟者登録を申請する者	5,500 円
カ 対象鳥獣捕獲員である者	課税免除
キ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	課税免除
ク 狩猟者登録を申請する日の前1年以内の期間に、滋賀県内において鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者またはその捕獲等に従事した者(許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的に限る)	上記アからオまでの半額 (100 円未満切捨)

(2) 狩猟者登録手数料 ----- 1,800 円(1 件ごと)

(3) 郵送料(返送料)

狩猟者登録証、狩猟者記章および鳥獣保護区等位置図等は、料金着払いで送付します。

ただし、個人の場合でレターパックでの送付を希望する場合は、600 円を狩猟税と共に納入してください。

6 狩猟税、狩猟者登録手数料および郵送料の納付方法

狩猟税、狩猟者登録手数料および郵送料の納付先は、登録申請書等の送付先と同じく「一般社団法人 滋賀県猟友会」とし、納付方法は、現金書留または下記口座への銀行振込とします。できる限り1、2件の申請については現金書留とし、大口申請の場合は銀行振込としてください。

なお、CSF等の発生により、県内の一部または全部の区域が指定猟法禁止区域に指定され、狩猟を行うことができなくなった場合でも、すでに納付された狩猟税、狩猟者登録手数料および郵送料はお返しできません。

<銀行名> 滋賀銀行県庁支店
<口座番号> 普通預金 190397
<口座名義> 一般社団法人 滋賀県猟友会

7 その他

- (1) 申請はできる限り個人扱いを避け、各都道府県猟友会等で取りまとめの上、別記様式「狩猟者登録申請書送付書」により一括申請してください。なお、送付書には送付者の連絡先電話番号を必ず記入してください。
- (2) 申請書に不備（記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等）があるものは受理せず、当該申請書を送料着払いで返送する場合があるので、十分注意してください。
- (3) 狩猟者登録申請書の審査には相当の時間を要するため、狩猟者登録証は申請日当日に交付できません。また、審査は申請書の受付順に行います。
- (4) 虚偽の申告をして、正しい狩猟税額を納付しなかった場合は、地方税法第 700 条の 57（罰則）の規定が適用される可能性があります。
- (5) 申請書様式等は滋賀県ホームページでダウンロードできます。
滋賀県ホームページ > 県政情報>申請書等ダウンロード >申請書一覧（環境・自然）>
自然環境保全>自然環境保全課 【狩猟・捕獲許可】関係の申請書> 3. 狩猟者登録申請書

